

【税務証明の一覧表】

No.	証明書の名称	証明書に記載される内容	主な使いみち	請求できる方										来庁者の本人確認※7	手数料		受付窓口	
				本人	代理人※2	同居親族	納税管理人※3	相続人	管財人 清算人 後見人等	借地人 借家人	訴訟関係者等※4	賦課期 日後の 所有者	日弁連 様式※6		1件単価	計算単位		
				共有者 法人代表	(委任状)	(生計同一 6親等内)		(本人死亡 の場合)										
1	所得証明書 コンビニ ※1	年度、収入・所得・控除額、扶養人数等	金融関係、扶養申請、年金請求など	●	●	●	/	●	●	/	/	/	/	必要	300円	納税者毎 年度毎※8	市民課 (証明窓口) 税務課	
	課税(非課税)証明書 コンビニ	年度、収入・所得・控除額、扶養人数+課税標準額・個人住民税額等	高校入学、奨学金、市営住宅申込医療費助成(特定疾患等)など	●	●	●	/	●	●	/	/	/	/	必要	300円	納税者毎 通知No.毎		
2	納税証明書	各税目の決定税額・納付額・未納額等	担保権設定、入札参加資格申請、保証人	●	●	●	▲ (限定)	●	●	/	/	/	/	必要	300円	納税者毎 通知No.毎	市民課 (証明窓口) 税務課	
	完納証明書	証明日現在、市税等に未納が無いこと	各種補助金申請(太陽光・浄化槽ほか)市営住宅申込、市工事等契約等	●	●	●	▲ (限定)	●	●	/	/	/	/	必要	300円	納税者毎 通知No.毎		
3	軽自動車税 納税証明書	車検用 納税義務者の住所・氏名、車両番号、軽自動車税が納付されていること	軽自動車の継続検査(車検)	資格制限無し(車両標識番号の特定が必要)										不要	無料(車検用限定)		市民課 (証明窓口) 税務課	
		一般用	車検以外の軽自動車に係る手続き	●	●	●	/	●	●	/	/	/	/	必要	300円	通知No.毎		
4	所在証明書	法人の市内所在地及び名称	法人の車両登録等手続(車庫証明用)	資格制限無し(法人名称等の特定が必要)										不要	300円	所在地毎	税務課	
5	公課証明書※5	納税義務者の住所氏名、年度、所在地、地目(用途)、地積(床面積)、構造、課税標準額、税額(税相当額)等	担保権実行(任意競売)や強制競売、強制管理、仮差押え等民事執行手続き	●	●	●	▲ (限定)	●	●	▲ (限定)	▲ (限定)	▲ (限定)	/	必要	300円+@	納税者毎 通知No.毎 & 3筆(棟)ま で300円 + 1筆(棟)毎 30円加算	税務課	
6	評価証明書※5	納税義務者の住所氏名、年度、所在地、地目(用途)、地積(床面積)、構造、評価額等	訴えの提起等訴訟物の価格算定や、仮差押え・仮処分等に係る手続き、金融機関への手続等	●	●	●	▲ (限定)	●	●	▲ (限定)	▲ (限定)	▲ (限定)	▲ (限定)	必要				税務課
7	登録事項(所有)証明書※5	所有者の住所氏名、地目(用途)、地積(床面積)等	登記、建築確認、相続、その他確認等	●	●	●	▲ (限定)	●	●	▲ (限定)	▲ (限定)	▲ (限定)	必要				税務課	
8	評価通知書	対象物件(土地・家屋)の評価額 ※ 法務局に通知する事項	登記(登録免許税算定)のため	登記官からの評価依頼書を持参した方(手続を委任された方を含む)										不要	無料		税務課	
9	資産証明書	納税義務者の住所氏名、地目(用途)毎に集計された地積(床面積)と評価額 ※物件詳細情報は表示されません	金融機関の手続きなど	●	●	●	▲ (限定)	●	●	/	/	/	/	必要	300円	納税者毎 年度毎 通知No.毎	税務課	
10	住宅用家屋証明書	租税特別措置法施行令関係条文に適合する家屋であること	家屋登記(保存・移転・抵当権設定等)に係る登録免許税軽減申請	制限無し(物件の特定と適合状況を確認できる書類等を提示)										不要	1,300円 (審査手数料)	証明1枚毎	税務課	
11	土地・家屋名寄帳兼課税台帳閲覧・写し	納義者・地目(用途)・地積(床面積)取得年次・評価額・課税標準額等	相続等登記手続、所得申告、所有資産の確認等	●	●	●	▲ (限定)	●	●	/	/	/	/	必要	300円 (縦覧期間 閲覧無料)	納税者毎 年度毎 通知No.毎	税務課	
12	公図の閲覧・写し	土地(字地番)の配置状況	土地状況の確認や登記手続き等	資格制限無し(字地番等の特定が必要)										不要	300円	図面1枚毎 (A3)	税務課	
13	その他の証明書	規定の証明で対応できない事項 指定の証明様式への奥書証明など (滞納処分を受けた事が無いこと等)	各種申請や入札関係など	上記各証明の請求権限(証明内容に基づく制限)に準じる											(300円)	証明1枚毎	税務課	

※1 マイナンバーカードをお持ちの方は、**コンビニ**表示の証明書に限り、お近くのコンビニエンスストアで取得することが出来ます(最新年度分・市内に住民登録されている方に限ります)。
 ※2 代理人～依頼者が作成した「委任状」が必要です。もし本人が体の障害等により自筆出来ない場合は、第三者(施設職員や公的な立場にある方)に代筆していただくことができます。その場合、委任状欄外に「代筆の理由」と「代筆者の職氏名」を記入していただくとともに、代筆者の「身分証明等の写し」を添付してください。
 ※3 納税管理人が取得できる証明書は、「納税管理人申告書・承認申請書」に指定した税目や納税通知番号に係る内容に限定されます。
 ※4 訴訟関係者等～訴訟の申立人以外に申立人から委任された弁護士等が該当しますが、手続の委任を受けた旨証する書類の提示が必要です。
 ※5 「評価証明書」や「公課証明書」、「所有証明」の取得には、証明物件を特定(字地番等)していただく必要があります。
 ※6 日弁連様式は、日本弁護士会と裁判所からの要請に基づき旧自治省税務局長より統一した様式として通達され委任状を添付しなくとも権限(弁護士・司法書士等)取得が可能となったもので、使用目的は「訴えの提起」、「仮差押え・仮処分等の保全処分」、「調停申立」、「借地非訟」などに限定されています。それ以外の事件(破産申立・家事調停の資産調査など)には、統一様式を使用した請求に対応することはできません(委任状が必要)。
 ※7 証明の種類によって、窓口に来庁された方の本人確認が必要になるものがあります。確認の際には、運転免許証やマイナンバーカードなど官公署が発行した写真付き身分証明を提示していただきます。
 ※8 証明年度～住民税は前年中所得等を基に翌年度課税するため、平成〇〇年度という場合は、その前年中の収入や所得等状況が表示されています。特に年度の指定がなければ、「最新のもの」と申し出てください。